

# 平成30年度事業計画

自 平成30年4月1日

至 平成31年3月31日

本年度は、社会保険労務士（以下「社労士」という。）制度創設50周年に当たる大きな節目となる年度である。全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）はもとより、都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）及びその会員（以下「会員」という。）においても、社労士制度の創設期から今日に至る半世紀の間、制度の発展と社労士の地位向上のために尽力された先人をはじめ、関係各方面の方々によるご労苦に思いを馳せ、感謝の念を新たにするとともに、これまでの社労士制度の歴史と沿革を振り返り、その意義と社労士が果たしてきた役割を改めて認識すべき大切な節目の年度であるといえる。また、将来を展望し、更なる制度の発展と社労士の地位向上を実現していくための活動を強力に推進していかなければならない。

社労士は、「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」という社会保険労務士法（以下「社労士法」という。）第1条に掲げる制度の目的のもとに、常に品位を保持し、公正な立場で、誠実にその業務を行うことにより、企業等の事業活動と国民の生活そのものに第一線で深く関わり、労務管理及び労働社会保険に関する唯一の国家資格者の地位を確固たるものにしてきたところである。

連合会においては、この制度の目的を、この先も決して揺るぐことなく会員全員が共有し続けるべきという認識のもと、これからも社労士が人の「心」に寄り添い、「人を大切にする企業」づくりを支援し、ひいては「人を大切にする社会」の実現が図られるよう、与えられた使命に相応しい事業を展開していくこととする。

また、「5つの柱」の事業については、これまで同様に継続して取り組むこととし、社労士の事業開発については、社労士制度推進戦略室を中心に情報収集を図り、的確な施策を講ずる。特に、働き方改革に関連する事項については、企業にとって業種・規模等を問わず対応が求められることから、時機を逸することなく必要な施策を検討し、研修事業等との連動を図って実施することとする。また、サイバー法人台帳ROBINSにおける経営労務診断サービスについては、「人を大切にする企業」づくりの支援の一環として、多くの社労士の理解と協力を得て、事業を推進する。

国際化事業については、国際労働機関（ILO）、独立行政法人国際協力機構（JICA）及び厚生労働省等関係機関と連携して継続的に展開していくこととし、特にインドネシア共和国への支援においては、昨年12月の連合会と同国のおもに社会保険実施機関であるインドネシアBPJS雇用（以下「BPJS雇用」という。）との間での技術協力等にかかる合意書の締結に基づき、対応を強化する。

社労士会労働紛争解決センター（以下「解決センター」という。）に関する事業については、これまでにも社労士会ならではの運営により適切で円滑な紛争解決を図り、国民の利便等に資することで、総合労働相談所と相まって多くの実績を積み上げてきたところであるが、事業開始から10周年の節目を迎えるにあたり、一層の利用促進が図られるよう施策を検討し、実施することとする。

業務侵害行為の防止対策に関する事業については、社労士法第27条等に違反する業務侵害行為が、労務管理の適正性を損ない、労働者等の重大な権利侵害に繋がり得るものであり、社労士制度の根幹に関わる極めて重要な問題であるという認識のもと、業務侵害行為の恐れのある行為も含め、都道府県会との情報共有の仕組みを強化し、一層厳正に対処していくこととする。

電子政府対応に関する事業については、行政手続簡素化・コスト削減の3ヵ年計画等の内容に鑑み、社労士による電子申請利用割合等に一定の数値目標を掲げるとともに、社労士による労働社会保険手続業務の完全電子化に向けた方策を推進する。

街角の年金相談センター運営に関する事業については、これまでにも適切な対面相談の対応と適正な業務運営を重ね、国民からの信頼を得て、オフィスを含め拠点を全国80ヵ所にまで拡大してきたところであるが、本年度は日本年金機構との業務受託契約第2期目の最終年度となるため、次年度以降の業務受託についても適切に運営できるのは連合会だけであるという自負のもとに、研修及び指導監査等の事業を一層効果的かつ的確に実施するなどの取組みを進める。

以上のはか、経済社会情勢の変化等により、社労士制度の発展に密接に関係する事案が発生した場合には、都道府県会及び地域協議会と協力し、全国社会保険労務士政治連盟と連携し、的確な対応を行う。

## I. 社労士制度創設50周年に関する事業

社労士制度創設50周年に当たる本年度においては、これまでの社労士制度の歴史と沿革を振り返り、その意義と社労士が果たしてきた役割を改めて認識するとともに、その先を見据えて目指すべき社労士制度の将来像を描き、会員間の共有と関係各方面への理解促進を図りながら「人を大切にする企業」づくりの支援と「人を大切にする社会」の実現を目指した取組みを強力に推進する。

## **II. 社会保険労務士法改正に関する事業**

社会保険労務士法改正については、これまでの経緯経過を踏まえ、会員の意見を集約しつつ、国民のニーズに応えるために必要な課題について検討し、社労士制度の更なる充実と発展を目指す。

### **III. 社労士制度推進に関する事業**

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を担う唯一の国家資格者として、広く国民生活の向上に寄与するとともに、社労士業務の拡充・改善及び社労士制度の更なる発展のため、以下の事業を行う。

#### **1. 社労士会労働紛争解決センターに関する事業**

社労士会労働紛争解決センター事業が10周年の節目を迎えるにあたり、これまで以上に利用促進を図るため、各解決センター間の情報共有及び連合会と各解決センターの連携により、国民に向けた広報を強化する。

さらに、解決センター未設置の都道府県会の実情に応じた情報の提供及び協力を引き続き行う。

#### **2. 事業開発に関する事業**

- (1) 働き方改革に関する事項について、企業にとって業種・業態・規模を問わず対応が必要となることから、社労士が業務として適正かつ円滑に支援していくための施策が適時に実施されるよう、検討を行う。
- (2) 社労士の業域の確保・拡大を図るため、内閣官房、内閣府及び厚生労働省等の施策と協調して、中小企業における仕事と「育児・介護・疾病の治療等」との両立支援の取組みを、社労士が業務として的確に支援していくための施策について検討し、実施する。
- (3) 人材の確保・育成対策が重点事項とされる医療・介護・建設・保育業の各分野におけるビジネス業域拡大のための施策について、引き続き検討し、実施する。
- (4) より多くの社労士が、「人を大切にする企業」づくりの支援を行うため、サイバー法人台帳ROBINS を活用した経営労務診断サービスへの取組みに必要な情報提供、広報を行う。

#### **3. 中小企業支援に関する事業**

中小企業の「人を大切にする企業」づくりを支援するため、中小企業庁及び日本政策金融公庫等との連携を推進するとともに、都道府県会の協力を得て、中小企業から寄せられる人事労務管理に関する相談に適切に対応する。

また、中小企業支援に関する都道府県会と弁護士会との連携について、情報提供等の支援を行う。

#### 4. 業務侵害行為の防止対策に関する事業

社労士法に違反する業務侵害行為については、その恐れのある行為も含めて、都道府県会とリアルタイムに情報共有できる仕組みを構築し、不正行為があった場合には厳正かつ適切に対処する。

また、国民及び社労士向けにホームページ等を活用した業務侵害行為に関する広報活動等を積極的に行うなど、業務侵害の未然防止に取り組む。

#### 5. 電子政府対応に関する事業

行政手続簡素化・コスト削減の3ヵ年計画が実行される中、社労士が労働社会保険に関する電子申請の最大の利用者としての存在感を発揮し、その知見の更なる活用が図られるよう、社労士による電子申請利用割合等に一定の数値目標を掲げ、社労士の労働社会保険手続業務の完全電子化を達成するための施策を講ずるとともに、厚生労働省及び総務省等が参加する定期協議等を通じ、電子政府に関する各種の施策、システムの改善等について提言する。

労働保険年度更新・社会保険算定基礎届の時期及び年度末にヘルプデスクを設置し、社労士が円滑に電子申請に取り組めるよう支援を行う。

#### 6. 国際化活動に関する事業

- (1) ILO 及びJICA 等、関係機関との連携を更に強化するとともに、国内外を問わず、社労士制度の広報に有益と考えられる国際会議等の場面に積極的に参画し、社労士制度に関する情報を発信するなど、厚生労働省とともに国際化に関する各種事業について積極的に取り組む。
- (2) インドネシア共和国における社会保障制度適用促進について、同国政府幹部及び在日本インドネシア共和国大使館をはじめ、厚生労働省等、関係各機関とも緊密に連携し、引き続き支援する。加えて、同国への社労士制度導入に向けては、昨年12月の連合会とBPJS雇用との間での技術協力等にかかる合意書の締結がなされたことを受け、強力に支援する。
- (3) 韓国公認労務士会との連携を強化し、定期的な意見交換を行うとともに、駐日本国大韓民国大使館及び関係各機関とも緊密に連携を図る。
- (4) これまで関係を深めてきた中華人民共和国等との一層の連携に加え、ベトナム社会主義共和国、スペイン王国等、新たに社労士制度に関心を持つ国々との間における関係構築についても積極的に取組みを進める。
- (5) 國際機関や海外の行政機関及び外郭団体より、日本の社会保障制度や社労士制度に関する調査・研究を目的とした職員派遣の受け入れやヒアリング要請等があった際には、積極的に協力する。

## 7. 社会保険労務士総合研究機構に関する事業

- (1) 研究プロジェクト「社会保険労務士とCSR」の研究報告に基づき、社労士への労働CSRに関する啓発並びに日常業務へ組み込むため的具体的な方策等について検討を行う。
- (2) 「提携大学院修了生等研究会（仮）」において、提携大学院修了生等による研究成果の発表や更なる専門的な研究への取組みを進め、社労士会内外に向けて社労士の学術的な知見の向上や認知度の向上を図る。
- (3) 大学等の研究機関から、労働社会保険の専門家の立場から社労士へ意見聴取等の協力依頼がある場合は、都道府県会と連携し、積極的に対応する。
- (4) 東南アジア諸国における社会保険制度の構築及び運営等に際し、各政府による実効的な政策の立案及び適切で円滑な実務運用の体制整備の検討等に資するとともに、日本の社会保険の国際化はもとより、社会保険制度の実施において社労士が果たした役割について紹介するため、各政府担当行政官による政策立案等に実践的に活用できるテキストを作成する。

## 8. IT・情報セキュリティ対応に関する事業

- (1) デジタルイノベーションに対応した社労士事務所の運営及び中小企業の経営支援を行うための方策を検討する。
- (2) 社労士事務所、都道府県会及び連合会における情報セキュリティに関するインシデントの未然防止等、情報セキュリティ対策強化を図るため、厚生労働省、個人情報保護委員会及び独立行政法人情報処理推進機構と連携して情報の収集及び周知を行う。
- (3) 政府のマイナンバーを含む個人情報保護に関する施策を踏まえ、SRPⅡ認証取得3,000事務所を実現するための施策に積極的に取り組むことにより、社労士がマイナンバーを含む個人情報保護に十分対応していることを国民にアピールする。

## 9. 政府・行政機関等への対応・提言に関する事業

労働・雇用・年金・医療・介護等、国民の生活に密着し、社労士が関与すべきテーマに関する動向について常に情報収集・分析を行い、タイミングに広く意見表明や見解発表等を行う。また、規制改革推進会議における社労士業務に関わる議論について注視し、状況に応じ必要な施策を迅速に講ずる。

## 10. 関係団体との交流に関する事業

社労士制度に対する理解と協力を得るため、労使関係団体及び士業関係団体等と積極的に交流を行う。

## **IV. 社会貢献に関する事業**

社労士としての社会的貢献を果たすため、以下の事業を行う。

### **1. 災害復興に関する事業**

平成23年3月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による被災地域の復興支援事業について引き続き協力するとともに、突発的に発生する自然災害について、被災状況を勘案のうえ適切に対応する。

また、大規模災害の発生時等において、社労士が被災者向けに労働社会保険制度に関する相談対応等を円滑に行うことなどを目的とする地方自治体との災害時協定等について、全国的な締結が促進されるよう、引き続き都道府県会間の情報共有を図るなどの支援を行う。

### **2. 街角の年金相談センター運営に関する事業**

街角の年金相談センター（オフィスを含む。以下「街角センター」という。）においては、国民の信頼を得るべく、社労士による対面相談力の更なる向上を目指し、相談員等の育成及び業務の適正な運営等について注力してきたところであるが、本年度は日本年金機構との業務受託契約第2期目の最終年度となるため、これまで以上にWeb研修・会議システムを活用した効率的な研修の実施、指導監査等による適正な業務の推進及びタイムリーな情報連携等を図るとともに、本事業を適切に運営できるのは連合会だけであるという自負のもと、平成31年度以降も引き続き業務受託ができるよう日本年金機構と協議を行う。

また、引き続き未設置県に街角センターの新設が図られるよう、日本年金機構と設置拡充に関する協議を行う。

年金事務所における業務委託社労士のスキルアップについても都道府県会に協力するとともに、契約のあり方についても検討を行う。

### **3. 学校教育に関する事業**

学生の社会保障及び労働に関する知識の涵養に貢献する社労士による学校教育を推進するため、実施都道府県会にテキストを提供し、引き続きアルバイトの労働条件に関するトラブルの未然防止に資するよう支援を行う。また、厚生労働省及び文部科学省における社会保障教育に関する取組みの情報収集を行うとともに、都道府県会間の情報共有を強化し、新たな教材の開発について検討する。

#### 4. 成年後見制度への対応に関する事業

高齢社会における喫緊の課題となっている成年後見制度の利用促進に関する政府の取組みに貢献するため、都道府県会間の情報共有を強化するとともに、都道府県会が実施する社労士による成年後見活動に必要な研修用教材及びチラシ等の提供を行う。

#### 5. 国・地方自治体等における労働条件審査への取組みに関する事業

公共事業入札企業の労働者の健全な労働条件確保のため国・地方自治体等が行う労働条件審査に、労働社会保険の専門家である社労士が行政協力している実態を調査するとともに、当該調査に基づく好事例等の情報共有を図り、制度の改善及び普及促進を行う。

#### 6. 日本司法支援センター（法テラス）への協力に関する事業

日本司法支援センター（法テラス）の事業における社労士の専門分野に関する相談について、解決センター及び総合労働相談所を紹介できるよう、より一層の連携を図る。

## **V. 資質向上に関する事業**

国民の信頼に応えるため、社労士としての品位を保持するための施策を講ずるとともに、専門家として必要な業務遂行能力を習得することを目的とした体系的な研修を実施するため、以下の事業を行う。

### **1. 社労士の品位保持に関する事業**

倫理研修については、より一層職業倫理の徹底を図るため、これまでの倫理委員会及び研修委員会における検討結果等を踏まえ、会員の受講率を向上させ、倫理意識を更に高めるためにリニューアルした倫理研修の教材を都道府県会に提供するとともに、中長期的に職業倫理の徹底を図るための方策の一環として、新規入会者に特化した研修内容・教材のあり方について検討を行う。

また、綱紀委員会及び苦情処理相談窓口の対応については、都道府県会と連携し、苦情処理相談窓口設置規程に基づいて適切な対応を行うとともに、苦情処理相談窓口に寄せられた苦情の実態を把握・分析のうえ、都道府県会との情報共有を図り、更に倫理意識を高めるための施策を検討・実施する。

### **2. 体系的研修の実施に関する事業**

- (1) 全ての社労士が「人を大切にする企業」づくりに不可欠な労務管理の基本的事項の理解を確固たるものとしつつ、政府が企業にその対応を求める「働き方改革」について、各取組みの基本的な考え方、取組みを進めることによる人を大切にする企業づくりの実践の意義、実務上のポイント等を習得するための研修を実施する。  
また、顧客対応やコミュニケーション能力向上のための教育として、人間力を向上させるための研修を実施する。
- (2) 紛争解決手続代理業務に関する知識・能力の質的向上を図るため、フォローアップ研修の実施について検討のうえ、実施する。

### **3. 地域協議会及び都道府県会が実施する研修に関する事業**

- (1) 倫理研修については、研修内容にかかる検討結果を踏まえ、伝達研修の実施、倫理研修実施計画の策定、研修用教材の提供を行う。また、新人研修、分野別研修についても教材をはじめ、必要な情報等を積極的に提供するとともに、地域協議会を軸として都道府県会において実施する研修についても協力する。
- (2) 社労士が補佐人業務を行うため、弁護士である訴訟代理人との連携のあり方及び業務を行ううえで留意すべき事項等を内容とする補佐人研修について、都道府県会が研修を実施する際のガイドラインの提供等の支援を行う。

## **VII. 広報に関する事業**

制度創設50周年を迎えるにあたり、「人を大切にする企業」づくりの支援と「人を大切にする社会」の実現を目指した取組みについて、国民及び社労士に向けた広報事業を展開する。

### **1. 国民に向けた広報に関する事業**

労働保険年度更新、社会保険算定基礎届（5月～7月）、社労士制度推進月間（10月）、及び「社労士の日」（12月2日）等あらゆる機会を活用し、「人を大切にする企業」づくりの支援と「人を大切にする社会」の実現を目指す取組みについての広報活動を都道府県会と連携し実施する。併せて業務侵害行為に対する注意喚起を行う。

### **2. 社労士に向けた広報に関する事業**

連合会の動向及び都道府県会の取組み等の速やかな発信に向け、『月刊社労士』及び連合会ホームページでの展開に加え、社労士に向けて電子メール等によるタイムリーな発信を行う。

### **3. 関係機関・報道機関等との連携による広報に関する事業**

関係省庁、日本年金機構、全国健康保険協会及び労使関係団体等と相互に連携し、社労士の活動に関する広報の協力を求める。特に報道機関等との連携については、全国紙だけでなく、地方紙や業界誌等をも活用した広報を展開する。

## **VII. 行政機関等との連携に関する事業**

労働社会保険に関する諸問題について、国民の期待に応えるため、行政機関等と連携・協力し、以下の事業を行う。

### **1. 厚生労働省との連携に関する事業**

- (1) 厚生労働省が進めている長時間労働の是正、同一労働同一賃金の導入、仕事と子育て・介護・疾病等と両立可能な環境整備、時間や場所にとらわれない働き方などの働き方改革に関する施策について、必要な協力をを行う。
- (2) 社労士の専門性を活かし、年金に対する国民からの信頼回復に資するため、引き続き厚生労働省に設置された社会保障審議会年金記録訂正分科会の運営に協力する。
- (3) 厚生労働省の委託事業のうち、社労士の専門性を活かすことのできる事業について、厚生労働省と連携し、積極的に実施する。
- (4) 厚生労働省が所管する社労士業務に係わる事業については、都道府県会と連携し、協力する。

### **2. 日本年金機構及び全国健康保険協会との連携に関する事業**

- (1) 被保険者、事業主、年金給付の受給権者その他の関係者の意見を日本年金機構の業務運営に反映させるため、同機構に設置された運営評議会に引き続き委員として参画し、審議に協力する。
- (2) 事業主及び被保険者の意見を反映させ、全国健康保険協会の業務の適正な運営を図るため、同協会に設置された運営委員会に引き続き委員として参画し、審議に協力する。
- (3) 日本年金機構本部との定例協議を引き続き開催し、社労士業務の円滑な実施を図るため、積極的に意見交換を行う。また、年金事務所において年金相談に携わる社労士の適正な業務執行及び街角センターの円滑な運営に資するため、同機構との定例協議等において具体的な実施方法等について協議を行う。
- (4) 健康経営の取組みの推進等、健康保険に関する社労士業務の円滑化を図るため、全国健康保険協会本部と定期的に協議を行う。

### **3. 内閣府との連携に関する事業**

内閣府が多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育ての両立に資することを目的に実施している企業主導型保育事業について、引き続き周知及び利用促進等に協力する。

#### 4. 総務省との連携に関する事業

総務大臣が委嘱する行政相談委員について、引き続き多くの社労士が委嘱されるよう、都道府県会の協力を得て、必要な施策を実施する。

#### 5. 経済産業省及び中小企業庁との連携に関する事業

- (1) 中小企業政策に関することについて、経済産業省に設置された中小企業政策審議会に、引き続き委員として参画し、審議に協力する。
- (2) 社労士による中小企業支援を推進するため、経済産業省及び中小企業庁と連携するとともに、都道府県会の協力を得て必要な施策を実施する。

#### 6. 国土交通省との連携に関する事業

- (1) 国土交通省が実施する建設業の人材確保・定着に向けた取組みについて、都道府県会と連携し、引き続き協力する。
- (2) 国土交通省が実施する建設業の社会保険未加入問題への取組みについて、同省が事務局を担っている建設業社会保険推進連絡協議会に、引き続き委員として参画するとともに、同省及び各地方整備局と連携し、都道府県会の協力を得て、必要な施策を実施する。

#### 7. 農林水産省との連携に関する事業

農林水産省が実施する農作業安全にかかる取組みにおいて、同省に設置された農作業安全確認運動推進会議に委員として参画し、農業法人等への労災加入促進等、社労士業務に関連する分野について協力する。

## **VIII. 各種事業**

上記 I ~VIIの各事業に加えて、社労士制度発展に必要な以下の各事業を行う。

### **1. 登録等に関する事業**

社労士の登録事務、紛争解決手続代理業務の付記登録事務及び社会保険労務士法人（以下「社労士法人」という。）の届出事務等について、都道府県会の協力を得て適正に実施する。また、登録会員管理システムの改良について対応を行う。

### **2. 社労士試験事務等の実施に関する事業**

社労士試験、特別研修及び紛争解決手続代理業務試験について、都道府県会の協力を得て適正に実施するとともに、受験者・受講者数の変化に合わせて、安定した運営が図られるよう、必要に応じて検討を行う。

また、紛争解決手続代理業務試験に向けて、都道府県会が自動的に特別研修修了者等を対象にした研修を実施できるよう、教材の提供等について支援を行う。

### **3. 試験科目免除等の講習に関する事業**

社労士試験に関する試験科目免除のための社労士試験試験科目免除指定講習を適正に実施する。

また、社労士試験合格者が社労士となるために必要な2年間の実務経験に代わる労働社会保険諸法令関係事務指定講習を適正に実施する。

### **4. 全国社会保険労務士国民年金基金への協力に関する事業**

全国社会保険労務士国民年金基金については、平成31年度に国民年金基金連合会と合併するにあたり、会員に向けた周知を図るとともに、引き続き安定した運営が図られるよう、都道府県会とともに加入促進等に協力する。

### **5. SR 経営労務センターへの協力等に関する事業**

全都道府県へのSR経営労務センター設置を目指し、未設置県会における設立を積極的に支援するとともに、引き続き全国SR世話人会と連携し、SR経営労務センターの事業推進に協力する。

## 6. 社会保険労務士賠償責任保険等に関する事業

社会保険労務士賠償責任保険については、引き続き都道府県会の協力を得て、開業社労士及び社労士法人の全員加入に向けた取組みを推進するとともに、引受保険会社並びに有限会社エス・アール・サービスとの協力の下、保険事故の未然防止にかかる研修実施等の方策を講ずる。

また、業務災害や職場におけるハラスメント等、社労士の業務分野と密接に関わる法律上の使用者賠償責任を補償するため導入した使用者賠償責任保険については、社労士及びその関与先事業所を対象とする制度の加入促進に向けた取組みを行う。

## 7. 都道府県会の事務局体制の整備に関する事業

都道府県会の事務局体制の充実強化のため、引き続き小規模県会に対する支援を行う。

また、地域協議会が開催する事務局長会議等において、事務局運営に関し必要な情報の共有を図る。

## 8. 出版・頒布に関する事業

社会保険労務六法、社労士法詳解、社会保険労務ハンドブック、実務相談及び社労士手帳等、社労士業務に役立つ書籍を出版・頒布する。

## 9. 福利厚生に関する事業

全国社会保険労務士会連合会共済会において、必要に応じ、既存商品の見直しや商品の追加等の検討を行うなど、福利厚生制度の充実強化を図るため、都道府県会の協力を得て、積極的に事業を推進する。

## 10. その他の事業

その他必要に応じ事業を行うこととする。